

## 市役所からのお知らせ

ひきこもりに関する  
お悩みについて

問 健康ほけん課健康推進係

☎内線129

ひきこもりとは、病気や体の不自由さとは関係なく、就労や就学など社会活動が長期にわたり失われている状態のことをいいます。

ひきこもりからの回復には長い時間を要することもあり、その間、本人自身も支える側の人達(家族等)も心配や不安を抱えています。

市には、ひきこもり全般に関する相談窓口があります。些細なことでも構いません。お気軽にご相談ください。

【ひきこもりに関する相談窓口】

問合せ先までお電話ください。

(相談内容によって、関係課と一緒に対応します。)

自死遺族のつどいを  
開催します

問 健康ほけん課健康推進係

☎内線129

大切な人を自殺で亡くすと、「なぜ自殺したのか」「どうして気がつけなかったのか」という疑問や自責の念などさまざまな感情が起こり、心や体にも影響があらわれることがあります。

自死遺族のつどいは、同じような体験をした人が集い、ありのままの感情を共有することで、ほっとできたり新たな気づきが得られる場です。

「同じような体験をした人の話を聞いてみたい」「自分の気持ちを話したい」と思う人は一度参加をしてみませんか。

【日時】

12月4日(土)

午後1時30分～3時30分  
(受付午後1時15分から)

【会場】

松浦市保健センター

(すこやか青プラザ3階)

【対象】

大切な人を自死(自殺)で亡くされた人

【申込】

不要

(当日ご来場ください。)

【費用】

無料

## 11月は「子供・若者育成支援推進強調月間」です

ほっとできる「居場所」がどこにもない—  
そんな子供・若者が増えています。  
未来を担う子供・若者たちのために、何ができるか  
考え、行動に移してみませんか？

「どこにも居場所がない」とする子供・若者の割合



内閣府  
Cabinet Office, Government of Japan

—住宅用火災警報器の定期的な点検を！—

消防だより



問 消防本部消防課予防係

☎ 0956-72-1211

## 秋季全国火災予防運動が実施されます

【実施期間】

11月9日(火)から15日(月)までの7日間

【令和3年度全国統一防火標語】

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

火災の発生しやすい乾燥した季節になってきました。近年の住宅火災により発生した死者の約7割が65歳以上の「高齢者」となっています。一人暮らしや高齢者のみの世帯で多く発生していることから、注意が必要です。

火災を防ぐためには、市民の皆さん一人ひとりの防火対策が大変重要になります。

自分自身や大切なご家族の命を守るためにも、この秋の火災予防運動を機に、今一度、ご自宅の防火対策を見直してみるようお願いいたします。



## ご存じですか？「ひとり親家庭のための支援制度」

問 子育て・こども課 こども未来係 ☎内線 150・167

### 児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活安定と児童福祉の向上のため、手当を支給します。

#### 【対象者】

父母の離婚、父または母の死亡などさまざまな理由で児童（18歳到達年度の末日まで）を監護している母や監護・生計を同じくする父、当該児童を養育する養育者。

#### 【手当（月額）】

- ①児童が1人の場合は、全部支給43,160円、一部支給10,180円～43,150円
  - ②児童が2人の場合は、①に最大10,190円加算
  - ③3人目以降は、1人につき上記の合計額に最大6,110円加算
- ※受給者の所得に応じて支給額が変わります。

### ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、医療費の助成を実施しています。

#### 【対象者】

ひとり親家庭の父または母、児童、寡婦（60歳以上70歳未満の人で、扶養義務者と生計を同一にしない人）※所得制限などあり。

#### 【助成額】

医療機関ごとに支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成します。（薬局については保険診療分の自己負担全額）  
※寡婦等は入院にかかる保険診療分の自己負担額から1日1,200円を控除した額を助成します。

### ひとり親家庭等生活向上事業

児童のしつけや育児、健康管理（親子料理講習会）などに関する各種生活支援講習会を実施します。

※各種制度の利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

※ひとり親の就労については、母子・父子自立支援員がお手伝いします。お気軽にご相談ください。

### 自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ能力開発のために雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などを受講し終了した場合に、受講料の一部を助成します。

#### 【助成額】 受講料の6割相当額

- 上限 20万円/年×上限4年（最大80万円）
- 下限 12,000円

※受講される教育訓練により上限年数は異なります。

### 高等職業訓練促進給付金

就職に結び付きやすい資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士など）の取得に要する期間（上限4年間）の生活費負担軽減を目的に支給します。

#### 【支給額（月額）】

- 市民税非課税世帯 10万円（修学最終年14万円）
- 市民税課税世帯 7万500円（修学最終年11万500円）

※4年の支給には条件があります。

### ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

県では、上記の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）及び就職準備金（20万円以内）の貸付を行っています。

### 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

県では、母子（寡婦）・父子家庭の経済的自立とその児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸し付けを行っています。

#### 【貸付資金】

- 就学支度資金（入学に必要な資金）
- 修学資金（高校・大学などでの修学に必要な資金）
- 修業資金（事業開始・技能の習得のために必要な資金）など